

No.	分類	該当箇所	質問	回答
1	総論	募集要項 タイトル	「バリューアップ・ネーミングライツ・パートナーシップ募集要項」とあるが、バリューアップとネーミングライツを同時に募集した意図は。	さいたまスーパーアリーナの価値向上に共に取り組んで頂けるパートナーの募集であり、施設の愛称命名権のみを募集する枠組みではないためです。
2	総論	募集要項 リード文、3(3)②	"民間のリソースを活用した"施設の競争力強化・付加価値向上に資する新たな提案や"応募企業のリソースを活用した"とあるが、提案は、応募者が直接提供できる物品や役務でなければならないのか。	応募者が自社で保有していない技術やサービスを活用する提案を行う場合は、その技術やサービスを保有する企業をパートナーに加えグループで応募してください。
3	総論		さいたまスーパーアリーナは県有施設だが、施設の愛称命名権等は株式会社さいたまアリーナが所有しているのか。今回の募集にかかる権利関係はどのような整理をされているのか。	愛称命名権を含む募集している各権利は埼玉県に帰属しています。弊社は、さいたまスーパーアリーナの指定管理者として、埼玉県から募集・選定・契約・契約後の本件にかかる運営等を指定管理業務として行っています。
4	総論	募集要項 11(3)	バリューアップ・ネーミングライツパートナーシップの契約は埼玉県と株式会社さいたまアリーナどちらと締結するのか。契約内容はどのようなものか。	埼玉県、株式会社さいたまアリーナ、命名権者の3者で締結します。 契約内容は、埼玉県から命名権者に施設の愛称命名権を付与すること、命名権者が命名権料等を株式会社さいたまアリーナに支払うこと、命名権者の負担で提案事業を実施することなどです。 優先交渉権者が決定しましたら、優先交渉権者と契約内容の詳細は協議させていただきます。
5	総論		株式会社さいたまアリーナの指定管理期間は。また、契約締結後に指定管理者が変更になった場合はどうなるのか。	指定管理期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。指定管理者が変更になった場合は、次の指定管理者と同様の契約を締結し、権利義務を承継します。また、施設の愛称命名権等は埼玉県からネーミングライツパートナーに直接付与する契約を締結しますので、指定管理者の変更による影響はありません。
6	総論	募集要項 3(3)留意事項	さいたまスーパーアリーナは令和8年1月中旬から大規模改修工事が行われるとのことだが、休館後の営業開始時期はいつか。	最大で18ヵ月の工事を予定しておりますが、工事期間の短縮を目指しているところです。バリューアップ・ネーミングライツパートナーシップの募集においては、令和9年4月1日に休館後の営業が開始されることを前提として応募ください。（休館後の営業が令和9年4月2日以降になった場合の取扱いは次項を参照）
7	総論	募集要項 3(3)留意事項	休館後の営業が令和9年4月1日より遅れた場合の対応（契約金額等の取扱い）はどうなるのか。	月の途中での営業開始となった場合は、当該月を含めなくて、命名権料等を月割りで計算した額を負担額とします。（例：命名権料等年額6億円、営業開始がR9.5.2の場合、R9年度の負担額：6億円×10月÷12月＝5億円）
8	総論	様式1	エントリーシート（様式1）は、具体的な内容まで記載する必要があるのか。 エントリーシート（様式1）に記載していない内容については、正式応募は認められないのか。	文字数が多くなっても構いませんので、できるだけ具体的にご記載ください。提案内容に管理運営上支障があるものが含まれる場合は、こちらからご連絡いたします。なお、エントリーシートに記載していない内容でも正式応募いただくことは可能ですが、インフラ整備に施設側の費用負担を希望する場合は必ず記載してください。
9	総論	募集要項 3(3)②	応募企業のリソースを活用した施設の競争力強化・付加価値向上に資する提案において、導入した資産の取扱いはどうなるのか。（資産の帰属先はどこになるのか。）	原則、命名権者に帰属する資産になります。提案内容により資産の帰属先を協議させていただきます。
10	総論、契約		愛称権の権利元が埼玉県なのに、指定管理者である株式会社さいたまアリーナに命名権料等を支払うことに違和感がある。	埼玉県との協定によりバリューアップ・ネーミングライツパートナーシップの募集を指定管理業務に位置付けており、本協定上、命名権料等の支払い先は"株式会社さいたまアリーナ"としています。
11	総論、契約		3者契約の場合、株式会社さいたまアリーナの財務書類等を確認した上でないと社内手続き上、応募できない。提供いただけるか。	提供いたしますので、経営財務課までご連絡ください。 電話番号：048-600-3011 メールアドレス：partner@saitama-arena.co.jp
12	応募条件	募集要項 3(3)②	応募企業のリソースを活用した施設の競争力強化・付加価値向上に資する提案とは具体的に何か。埼玉県または指定管理者が想定しているものがあれば教えてほしい。	募集要項3(3)②では、取組例を記載させていただきました。 応募者様からの自由な発想のもと、施設の競争力強化、付加価値向上に繋がるご提案を期待しています。
14	応募資格・グループ	募集要項 3(1)	単独で応募した法人は、グループ構成員になることはできないとあるが、逆にグループの構成員になった場合は、単独応募の資格がなくなるということになるのか。	お見込みのとおりです。
15	応募資格・グループ	募集要項 3(1)	どういう場合にグループ応募が必要か。	ジョイントベンチャーでの応募、権利を構成員で使用したい場合や複数企業で命名権料・新たな提案を実施する場合はグループで応募ください。
16	愛称	募集要項 4	愛称を途中で変更することは可能か。	特別な事情がある場合を除き、原則、契約期間中の変更はできません。
17	グループ	募集要項 3(1)ウ	グループ応募した場合、契約は構成員全員と締結することは可能か。	構成員の全員または構成員の代表者と締結できます。（埼玉県・弊社・構成員全員または構成員代表者との契約になります。）
18	応募資格	募集要項 3(1)	①社内に複数の部門があり、それぞれの部門から別々に応募したいが可能か。 ②また、子会社・親会社（ホールディングス・事業会社）で別法人であれば別々に応募することは可能か。	①できません。1法人につき、応募できるのは1回のみです。 ②1法人につき、1回のみです。提案可能です。

No.	分類	該当箇所	質問	回答
19	応募手続き・グループ	募集要項 8(2)	「グループ応募の場合は、構成する全ての法人等に係る書類を提出してください。」とあるが、グループ応募した場合、ア 提出書類のうちグループ応募構成員すべてが提出しなければいけないもの、代表者のみが提出すればよいものは何か。	構成する全ての法人等に係る書類提出が必要なもの。 ②法人等の概要（様式3） ⑥役員名簿（様式5） ⑧会社概要及び今後の事業計画書（将来3～5年程度を念頭に策定した中期経営計画や経営戦略等） ⑨直近3か年の決算報告書 ⑩登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ⑪法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書  代表者のみ書類提出が必要なもの。 ①さいたまスーパーアリーナーミングライツ申込書（様式2） ③誓約書（様式4） ④企画提案書（3(3)応募条件等に記載した①②に関する提案内容）（任意様式） ⑤地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画（任意様式） ⑦愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの
20	応募手続き	募集要項 8(2)	当社事業との親和性について確認とは何か。	事前相談の中で、応募予定企業の業種、業界や提案内容を確認し、バリューアップ・ネーミングライツ・パートナーシップ募集目的に合致しているものか、現在の運営等への影響など確認させていただきます。
21	応募手続き	募集要項 8(2)	事前相談は必ず行う必要があるか。	必ず行ってください。 様式1エントリーシートのご提出後に弊社から記載の連絡先にご連絡します。改めて公募内容をご説明の上、バリューアップ・ネーミングライツ・パートナーシップに期待することを確認の上、認識に齟齬がないか確認します。 なお、事前相談を行ったら提案をしなければならないということはありませんので、お気軽にご相談ください。
22	応募条件	募集要項 3(3)	契約期間は年度途中でよいのか。	原則、4月1日から使用開始とし、契約期間の終了時期は3月31日としてください。開始時期について特段の事情がある場合は、ご相談ください。
23	応募条件	募集要項 3(3)	施設の愛称命名権とそれ以外の権利について異なる契約期間とすることができるか。	施設の愛称命名権の契約期間と同一にしてください。
24	権利	募集要項 3(3)	オプション権利のみを購入したい。	オプション権利のみ購入することはできません。なお、命名権者となった場合は、販売金額で購入することが可能です。購入を希望する場合は、様式2に希望のオプション権利をご記載ください。
25	権利	募集要項 3(3)	購入した権利について他社に譲渡・貸与することは可能か。愛称について他社または他社商品由来のものを指定できるか。	第三者への譲渡・貸与はできません。 なお、商標権の侵害の恐れのある愛称を使用することはできません。
26	権利	募集要項 5(2)	メリット付与の提案はどのような内容を想定しているのか。	弊社が想定している権利は「さいたまスーパーアリーナのパートナーシップに関するご案内」とおりましたが、そのほか応募者様で行いたい内容等ありましたら経営財務課までご相談ください。（施設利用日程の優先枠、ブランドアクティベーションスペース・広告看板の提供、けやきひろばを利用したイベントの開催、弊社自主事業への協賛等） なお、メリット付与の提案は審査の対象外です。
27	権利	募集要項 5(2)	メリット付与の提案として、さいたまスーパーアリーナで行われるイベントチケットを斡旋してもらえるか。	提案頂くことは可能ですが、弊社はチケット販売権を有しておらず、確約できるベネフィットではございません。
28	権利	募集要項 3(3)	オプション権利はどのように販売するのか。	オプション権利は、本募集における命名権者が優先購入する権利があります。命名権者が追加購入しないと判断された場合、随時提案にて好条件を提示した相手方に販売いたします。
29	権利	募集要項 3(3)	3F西屋外スペース、3Fラウンジ、5F北コンコーススペース、1F南屋内スペースにおける事業展開について、株式会社さいたまアリーナが委託している飲食提供事業者への業務委託は必須なのか。事業展開にあたってのその他制約などはなにか。	弊社が委託している飲食提供事業者に原則、業務委託してください。ただし、事業展開に支障がある場合は、協議させていただきます。 そのほか、清掃・警備等における指定登録会社の使用など一部指定がありますので、支障がある場合は、協議させていただきます。
30	費用負担	募集要項 6(1)	施設外壁等への愛称設置・原状回復の費用はどのくらいか。	現行サインと同等の仕様とした場合の概算見積額は以下のとおりです。 ①西側ファサード（壁面塗装サイン+看板間接照明）34,000千円 ②東側ファサード（ネオン内照明）60,000千円 ③南側ファサード 15,000千円 契約終了後に、現行サインに原状回復するための費用も同程度を見込んでおります（資材・人件費の値上がりは考慮せず）。 ただし、原状回復が容易な工法での工事実施や契約終了後に別の愛称に変更することが決まった場合は、上記金額と異なる場合がございます。
31	費用負担	募集要項 6(1)	愛称使用に伴う看板等の架け替えに係る費用負担、工事実施主体及び設置・変更した看板等の管理責任はどうなるのか。同様に、施設の競争力強化・付加価値向上に資する提案内容についてはどうなるのか。	弊社が工事の施工主として実施しますが、設置工事・その後の維持管理に係る費用は命名権者から当社に支払うことで負担いただきます。 なお、管理責任は弊社が負います。施設の競争力強化・付加価値向上に資する提案事業も同様です。
32	選定基準	募集要項 11	各項目の得点はどのように決めるのか。	①命名権料、契約期間は計算式により算出します。 ②愛称、ブランディング、社会地域貢献、③競争力強化・付加価値向上に資する提案等は選定委員が選定基準表・詳細（別紙3）の視点により評価し、それをもとに得点を算出します。

No.	分類	該当箇所	質問	回答
33	選定基準	募集要項 11	各選定項目及び合計得点の最低基準点等は何点か。特定の選定委員が最低基準点を下回る評価をした場合、適用されるのか。	①命名権料、契約期間は施設の愛称命名権が年額300,000千円、契約期間が5年を下回るものは不可とし、最低基準点は設けておりません。 ②愛称、ブランディング、社会地域貢献、③競争力強化・付加価値向上に資する提案の選定項目の最低基準点の点数は非公表とさせていただきます。 各選定項目の得点は選定委員全員の評価点を踏まえて算出し、当該算出額が最低基準点を下回った場合に適用します。
34	選定基準	募集要項 11	選定委員会の構成・人数は。	選定委員会は施設所有者（埼玉県）、施設運営者（株式会社さいたまアリーナ）及び公認会計士で構成します。可否判断については、公認会計士に依頼する予定です。人数や委員の氏名は非公表とさせていただきます。
35	選定基準	募集要項 11	「経営の安定性等」に可否とあるが、得点に反映されるのか。また、経営の安定性・健全性、過去の不祥事等の有無はどのように判断するのか。	「経営の安定性等」は得点には反映しませんが、提案者の財務状況、提案内容について提案者の事業継続に支障がないものか等の視点で専門家による可否判断を行います。過去の不祥事等については、社会的影響の提案内容を審査し、可否判断とします。
36	選定基準①	募集要項 11	①命名権料、契約期間の＜計算方法＞について詳しく知りたい。	以下の計算式で得点を算出します。 1 応募金額×（契約期間+（10年-契約期間）×1/2）+令和8年度中の愛称希望額=評価額 2 評価額÷第1位の評価額×40点=得点 ※契約期間はR9.4.1以降の期間とし、それより前の愛称権購入を希望する場合は、当該希望額を評価額に加算します。 例：A社（施設の愛称命名権の希望金額5億円、契約期間5年間、令和8年度中2.5億円を愛称使用を希望）、B社（施設の愛称命名権の希望金額3億円、契約期間10年間） A社評価額：5億円×（5年+（10年-5年）×1/2）+2.5億円=40億円 B社評価額：3億円×（10年+（10年-10年）×1/2）=30億円 A社得点=40億円÷40億円×40=40点 B社得点=30億円÷40億円×40=30点
37	選定基準①	様式2	休館期間中も愛称を使用したい。いつから使用することができるか。	令和8年4月1日から使用可能です。令和9年4月1日より前の命名権料等については、様式2に記載する施設愛称の命名権料とは別に記載ください。 なお、令和8年度中の愛称使用にかかる命名権料はNo.36の計算式で得点を算出します。
38	選定基準①	募集要項 11	オプションで販売されている権利を購入した場合は、その金額も評価されるのか。	オプション権利の購入にかかる金額は評価に含めません。 施設の愛称命名権の合計金額を応募金額とし、No.36の計算式で得点を算出します。
39	選定基準②・③	募集要項 11 別紙3	②愛称、ブランディング、社会地域貢献、③競争力強化・付加価値向上に資する提案等については、第1位を満点とした相対評価で採点するのか。	審査基準表・詳細（別紙3）を参考に、選定委員による絶対評価を行います。
40	選定基準②	募集要項 11	「現在の知名度を活かした愛称とした場合」とはどういうものか？何かキーワードを使用すれば何点といったものか？	特定のキーワードによる加点などの基準はありません。現在の「さいたまスーパーアリーナ」の名称を活かしたものや埼玉県の施設であることがわかる愛称について評価します。
41	選定基準②	募集要項 11	愛称の文字数に上限などはあるか。	上限はありません。審査内容は別紙3「評価基準」のとおり。
42	選定基準②	募集要項 11	提案の目的と弊社の経営・事業との親和性とは何か。	ご提案内容がさいたまスーパーアリーナの設置目的に合致するものか、運営等に影響を与えるものではないか評価する項目になります。
43	選定基準①、③	募集要項 11	命名権料の一部を③競争力強化、施設価値向上に資する提案の原資とすることは可能か。たとえば、命名権料を毎年6億円を支払うものとして、そのうち毎年1億円を原資として、埼玉県または株式会社さいたまアリーナに提案事業を実施してもらうなど。	③競争力強化、施設価値向上に係る提案は命名権料とは別に提案者負担で実施するものとしてご提案ください。 ご質問のケースでしたら、①命名権料、契約期間を5億円として、提案者様が1億円を費用負担することで実施する③競争力強化、施設価値向上に資する提案を記載ください。
44	選定基準③	募集要項 11 別紙3	基礎点20、付加点20となっているが、付加点をとるにあたっての基礎点基準（基礎点0点以上が付加点対象）はあるのか。	基礎点が10点以上の場合、付加点の対象としています。
45	プレゼンテーション	様式2	③競争力強化、施設価値向上に係る提案として、複数、例えば3つの事業をプレゼンテーションすることは可能か。	複数の事業についてプレゼンテーションすることは可能です。その場合、プレゼンテーション時間も事業数に応じて調整します。
46	プレゼンテーション	様式2	③競争力強化、施設価値向上に係る提案として、3案のうち1案のみを実施するといった提案は可能か。	提案内容のいずれかを実施するという提案はできません。最良と考える1つを提案してください。
47	プレゼンテーション	募集要項 8(2) 様式2	プレゼンテーション資料は、正式応募時に提出した企画提案書で行うのか。また、任意様式で示されたものとは別のフォーマットでプレゼンテーション資料を作成したいが可能か。プレゼンテーションで、何か動画や模型などを使用することは可能か。	プレゼンテーションは、事前に当社に提出した企画提案書をもとに行ってください。任意様式または別のフォーマットで企画提案書をご提出いただくことは可能です。（別のフォーマットでの使用の場合は、任意様式に含まれている記載の項目を取り入れて作成ください。） 企画提案書の内容を効果的に説明するものとして、動画や模型などを使用されたい場合は、正式応募の締め切り前までに経営財務課までご相談ください。
48	代理店		応募に当たって、代理店に各種業務を依頼することを検討している。代理店側の手数料率の指定はあるか。代理店手数料の支払者は誰になるのか。	こちらからは手数料については指定しません。代理店手数料や支払いについては代理店と応募者様の間で決めてください。
49	代理店	募集要項 8(2) 様式2	さいたまスーパーアリーナネーミングライツ申込書（様式2）に記載する命名権料等に代理店手数料は含めてよいか。	代理店へ支払う手数料は含めないでください。契約締結後に弊社に支払う額（税抜き）を記載ください。

No.	分類	該当箇所	質問	回答
50	代理店	募集要項 8(2) 様式3、様式5	提出書類の作成、手続き、問い合わせや当日のプレゼンテーションは代理店が行うことは可能か。	代理店が提案者に代わって、提出書類の作成や弊社へのお問い合わせを行うことは可能です。 応募手続き、プレゼンテーションについては提案者が行ってください。代理店が行うことはできません。 ただし、代理店からのお問い合わせに対して提案者に関する情報を当社からは開示できませんし、代理店が作成した書類であっても提案者が了承・確認したものとして受領します。
51	海外	募集要項 8(2)	日本以外を拠点としている企業のため、日本の納税証明書が提出できない。	経営財務課までご相談ください。その場合、拠点とされている国において相当する書類の提出を求められることがあります。 電話番号：048-600-3011 メールアドレス：partner@saitama-arena.co.jp
52	海外	募集要項 11	日本語以外での言語を使用して、問い合わせ、事前相談、申請やプレゼンテーションはできるか。	提出書類については、日本語で作成ください。 日本語での作成が難しい書類については、経営財務課までご相談ください。 問い合わせ、事前相談、当日のプレゼンテーションでは日本語の翻訳者をつけてください。プレゼンテーションでは、翻訳にかかる説明時間を考慮します。
53	提案内容		事業提案の検討や工事金額の見積のため、現地を確認したい。	経営財務課までご相談ください。日程調整をさせていただきます。 電話番号：048-600-3011 メールアドレス：partner@saitama-arena.co.jp
54	契約後	募集要項 11	選定結果については、どのように通知されるのか。また、公表されるのか。	「さいたまスーパーアリーナ ネーミングライツ申込書（様式2）」に記載の送付先に結果を通知します。また、次点での優先交渉権者には順位を通知します。 契約締結がまとまった段階で、命名権者を公表します。（優先交渉順位は公表しません。）
55	契約後	募集要項 3(3)	11年以上の期間で契約したい。	提案期間は10年を上限としています。契約更新を保証するものではありませんが、今回契約に至った命名権者と優先して契約更新の交渉をさせていただきます。
56	契約後		契約終了後に本権利は再度、公募するのか。	今回契約に至った命名権者と優先して契約更新の交渉をさせていただきます。ただし、契約更新の保証をするものではありません。
57	メリット付与の提案	募集要項 5(2)	新しい愛称使用開始日に命名権者主催のイベントを開催したい。	メリット付与の提案として記載ください。 施設利用にかかる利用料金をご負担いただきますが、新しい愛称使用開始日にさいたまスーパーアリーナで命名権者のイベントを開催できるよう優先して日程調整します。
58	情報公開	募集要項 11(4)	事前相談や提出書類、プレゼンテーション、審査の内容は開示請求された場合、公開されるのか。	保護すべき法人に関する情報及び法人が行う事務又は事業に関する情報やその特定につながるものはすべて非公開となります。
59	情報公開	募集要項 11(4)	優先交渉権者とならなかった場合、後学のために全体の採点内容を知りたい。	ご希望があれば、応募者様ご自身の採点及び順位については開示させていただきます。応募者様以外の採点・順位は非公開となります。
60	契約後	募集要項 4(2)ク	第三者の商標権およびその他権利を侵害するものがあるかどうかのように確認するのか。	応募者様側でご確認ください。 ネーミングライツの中核的な権利は商標登録の区分「第41類」に含まれていると考えていますが、愛称の使用方法によっては、その他区分も含まれる可能性がございます。
61	費用負担	募集要項 3(3)①・②	どのようなインフラ整備であれば、株式会社さいたまアリーナが費用負担するのか。 その基準は、負担額の上限などはあるのか。	以下の場合、施設側の使用割合を考慮して、施設側で一部または全額の負担をすることが可能です。 ・①＜オプション権利＞及び②応募企業のリソースを活用した施設の競争力強化・付加価値向上に資する提案を実現するためにインフラ整備が必要であること ・インフラ整備の内容について、施設側も使用すること なお、負担額の上限は定めていませんが、負担額は施設側の便益との比較衡量で判断します。
62	費用負担	No.61の回答	施設側の便益とは具体的にどういうことか。 インフラ整備の費用負担の可否・割合は、株式会社さいたまアリーナが判断するのか。	施設側が必要とする内容かつ契約中に提案内容とは異なる用途で使用可能な場合や、契約終了後も使用可能な場合です。 たとえば、法定耐用年数10年のインフラ設備への投資の場合で、施設側が必要としている設備であれば、契約年数の割合に応じて施設側が費用を負担します。（5年契約でのご提案で、契約期間中は施設側は利用しないが、契約終了後施設側が使用する場合、施設側負担割合は50%） 費用負担の可否・割合は施設所有者である埼玉県と協議した上で、提案者様に結果を弊社からお伝えします。
63	費用負担	募集要項 3(3)①・②	施設のインフラ整備にかかる費用を負担してもらいたいが、負担額について施設側で見積を取ってもらうことは可能か。	可能です。事前相談の中で、提案内容をお聞かせください。必要なインフラ整備の概算見積を当社から提示します。
64	費用負担	募集要項 3(3)①・②、11	③競争力強化・付加価値向上に資する提案等について インフラ整備の費用負担が施設側で可能な場合でも提案者側で全額費用負担する場合、評価するのか。	募集要項に記載のとおり”費用負担の考え方”も評価の視点となっております。なお、評価点の算出にあたっては、選定委員会が募集要項に記載している導入効果・時期、運用方法などを含めて総合的に評価します。
65	費用負担	募集要項 3(3)①・②	オプション権利の行使にあたって、施設側にインフラ整備にかかる費用負担を求めることはできるか。	ゲート命名権に関しては命名権者にご負担いただきます。 オプション権利のアクティベーション権の行使にあたって必要なインフラ整備であれば、可能です。
66	費用負担	募集要項 3(3)①・②、11	オプション権利として販売されている場所において、競争力強化の提案を行いたい場合は、オプション権利を購入する必要があるのか。 その場合、購入金額については、評価されるのか。 また、施設側に必要なインフラ整備の費用負担を求めることは可能か。	オプション権利を購入した上で競争力強化の提案をしてください。 オプション権利の購入額については、評価せず、競争力強化の提案内容で評価します。 また、施設側にインフラ整備の費用を負担を求めることは可能です。

No.	分類	該当箇所	質問	回答
67	費用負担	募集要項 3 (3) ①・②	施設側がインフラ整備の費用負担をした場合、資産の計上先はどちらになるのか。	埼玉県または株式会社さいたまアリーナになります。
68	愛称	募集要項 3 (3) ①	オプション権利にかかるゲート・スペースの命名権について、条件等はあるのか。	募集要項4、5、6に記載されている愛称の取り扱いと同様です。ただし、募集要項4 (1) ア、5 (1) アは除きます。
69	愛称	募集要項 3 (3) ①	オプション権利にかかるゲート・スペースの命名権が販売されているが、名称について、No.68以外に留意すべき点はあるか。	類似した名称・誤認しやすい名称を命名する場合は、別途、協議させていただく場合があります。